

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成 23年 9月 30日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南不動産町801番地		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) オムロン株式会社 代表取締役社長 山田 義仁 電話 075-344-7000					
主たる業種	その他産業機器の製造業						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで						
基本方針	おんろんグループの社憲・企業理念のに基づき、国際社会の一員としてCSRを深く意識し、社会にとって有用な商品を提供することを、最小限のヒト・モノ・カネ・エネルギーなどの経営資源で実現するため、G-EMSの環境方針を定め環境に配慮したグローバル事業活動を推進する。						
計画を推進するための体制	環境担当執行役員を長とする「グループ環境委員会」の重要テーマの1つとして温暖化対策を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,329.0 トン	9,273.5 トン	9,181.2 トン	9,089.5 トン	-1.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,032.6 トン	9,273.1 トン	9,180.8 トン	9,089.1 トン	-8.5 パーセント	
目標の根拠	大型の搬送ポンプのインバーター化、コージェネの運用変更、高効率の機器設置、照明間引き、見える化によるエネルギー監視など（京阪奈） スマート電力エネルギーMSAの導入によるエネルギー監視を実施など（京都事業所）						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	研究所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1,000)	310.97	309.12	306.04	302.98	-1.60 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	CSRの運用を見直し、FFUの間引き運転を実施する。また事務所の水銀灯照明を高効率なものに変更する。（京阪奈） H24~25にかけて共用部の蛍光灯、水銀灯などの高効率化のもの採用など（京都事業所）						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	104.0 ㊦	108.0 ㊦	116.0 ㊦	116.0 ㊦			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理により効率向上に努める。水銀灯の効率化。					
	(24)年度	機器の適正な運転管理により効率向上に努める。 機器ごとにガスマークを設置しきめ細かい効率化を図る。					
	(25)年度	機器の適正な運転管理により効率向上に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特になし。（京阪奈、綾部） 自動車通勤は認められていない。（京都事業所）					
	上記の措置を採用する理由	特になし。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.4 トン	0.4 トン	0.4 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.4 トン	0.4 トン	0.4 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	毎年、長刀坂国有林での森林整備活動（広葉樹の整備、アカマツ）を実施。 京都市の学校を対象に、環境の出前学習を実施。（京都市商工会議所主催）…京都事業所						
特記事項	温室効果ガスの排出の量の基準年度については、京都市、京都府の了解をとり、計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量の平均で設定。但し、オムロン(株)京都事業所についてはのみ計画期間の前年度排出量で設定。 理由：過去21年度まで関係会社の数値については別管理していたが、22年度より京都事業所に関係会社2社を統合し報告開始。今後も継続するためこの数値を基準とした。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。